

介護保険適用外
訪問介護 重要事項説明書

～ホームヘルプサービス
ご利用のしおり～

ご利用者名 様

恵風会ホームヘルパーステーション

恵風会ホームヘルプステーション重要事項説明書 (介護保険適用外)

当事業所は介護保険の指定を受けています。
岡山市指定 事業所番号 ３３７０１０２４０６

当事業所はご契約者に対して自費での訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

目次

１．事業者	①
２．事業所の概要	①
３．事業実施地域及び営業時間	②
４．職員の体制	②
５．当事業所が提供するサービスと利用料金	②
６．サービスの利用に関する留意事項	③
７．事故発生時の対応	④
８．苦情の受付けについて	⑤
９．サービス提供における事業者の義務	⑥
１０．損害賠償について	⑥
１１．契約の終了について	⑥

１．事業者

(１) 法人名	社会福祉法人 恵風会
(２) 法人所在地	岡山県岡山市中区今谷 ７７０－１
(３) 電話番号	０８６－２７７－２７０６
(４) 代表者氏名	宮 本 宣 義
(５) 設立年月日	昭和５６年６月８日

２．事業所の概要

(１) 事業所の名称	恵風会ホームヘルプステーション
(２) 事業所の種類	指定訪問介護事業所 平成１２年４月１日 事業所番号 ３３７０１０２４０６
(３) 事業の目的	ご利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持向上を目指すことを目的とします。
(４) 事業所の所在地	岡山県岡山市中区今谷 ７７０－１
(５) 電話番号	０８６－２７４－５５８０
(６) 管理者氏名	鳥 越 裕 一

- (7) 事業所の運営方針 ご利用者の心身機能の改善、環境調整を通じてご利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供と、ご利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行います。
またご利用者のできることはご利用者に行っていただくことを基本としたサービスの提供を行うものとします。
- (8) 開設年月日 平成12年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 岡山市（旧灘崎町、御津町、建部町、瀬戸町は除く）

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金（祝祭日・12月29日～1月3日、は除く）
受け付け時間	月～金 9時～18時
サービスの提供時間	平日 8時30分～19時、土曜 8時30分～18時

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として以下の職員を配置しています。

職種		常勤	非常勤	職務内容
管理者		1名		事業所の職員の管理及び業務管理を一元的に行います。
サービス提供責任者		1名	1名	利用申し込みに係る調整、ケアスタッフの技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らもホームヘルプサービスの提供にあたります。
訪問介護員	介護福祉士	1名	4名	ホームヘルプサービスの提供にあたります。
	ヘルパー2級	名	名	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

〈サービスの概要と利用料金〉

ご利用者が可能な限りその居宅において、その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

当事業は、指定訪問介護の事業とは別事業であり、当該サービスは介護保険の給付の対象とならないサービスとして実施します。

〈サービス利用料金〉

サービス提供時間	生活援助料金	身体介護料金
15 分	500 円	
30 分	1,000 円	2,200 円
60 分	2,000 円	3,600 円
120 分	3,800 円	6,200 円

☆サービス時間

平常の時間帯（8 時 30 分から 18 時）にサービスを実施します。

（3）交通費

岡山市内（旧灘崎町、御津町、瀬戸町、建部町は除く）は無料。岡山市外（旧灘崎町、御津町、瀬戸町、建部町は除く）は岡山市（旧灘崎町、御津町、建部町、瀬戸町は除く）境界から、片道 10 キロメートル未満は 500 円、10 キロメートル以上は 1,000 円のご契約者の負担となります。

（4）利用料のお支払い方法

前記の料金は 1 か月ごとに計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

＜銀行口座からの引落とし＞

ご指定のゆうちょ銀行口座、又は中国銀行口座から自動引落としをします。
ご利用月の翌月 20 日に引落します。

＜指定銀行口座への振込み＞

中国銀行 本店 普通預金 2 6 7 3 0 3 3

社会福祉法人恵風会 ホームヘルパー事業 理事長 みやもと のりよし 宮本 宣義
ご利用月の翌月末日までにお振込み下さい。

（5）利用の中止、変更、追加

- ・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事が出来ます。この場合にはサービスの実施日の前日までに申し出てください。
- ・サービスの利用の変更、追加の申し出に対して訪問介護員の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① ご契約者からの申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることが出来ます。但し、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

ご契約者は定められたサービス以外の業務を事業者に依頼する事はできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

事業者は訪問介護サービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって次に該当する行為は行いません。

① 医療行為

② ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受

③ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

④ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤ その他ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 事故発生時の対応

(1) 訪問介護サービスの提供時に、ご契約者に怪我、病状の急変その他の事故が生じた場合には速やかに家族等、主治医に連絡するなど、適切な措置を行います。

(2) 事業者が損害賠償の責めを負う必要があるときは、速やかにその損害を賠償いたします。

(3) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止策を講じます。

8. 苦情受付けについて

当ホームヘルプステーションはご契約者及び家族の方のご意見を伺い、より快適なサービスに繋がれるようにと考えております。サービス上の不満などお気付きの点がありましたら遠慮なくご連絡下さい。

〔サービス提供に関するご相談、苦情等に関する窓口〕

〔当施設の窓口〕	大 取 洋 子	(サービス提供責任者)
	岡 伊 久 江	(サービス提供責任者) 086-274-5580
〔苦情解決責任者〕	鳥 越 裕 一	(ヘルプステーション管理者) 086-274-7710
〔第 三 者 委 員〕	春 川 千 恵 子	(恵風会 評議員) 086-222-0592
	佐 藤 淑 郎	(会社役員) 086-485-0501

〈重要事項説明書付属文書〉

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて、必要な場合には、ご契約者またはその家族等から聴取、確認します。
- ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先や主治医を確認するなど、医師、医療機関への連絡体制の確保に努めます。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともにご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、すみやかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者または家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関にご契約者の心身等の情報を提供します。

2. 損害賠償について

当事業所の責任によりご契約者に生じた損害については、当事業所は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には契約者の置かれた心身の状態を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービスの利用をやめる場合（契約の終了について）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約する事ができます。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①サービスの利用料金に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③当事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合
- ④当事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤当事業所もしくはサービス従事者が故意または過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが2か月遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者が、訪問介護職員に対して身体的暴力、精神的暴力（乱暴な言動）やセクシュアルハラスメントを行うことで本契約を継続しがたい事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、当事業所はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

恵風会ホームヘルパーステーション 利用同意書

訪問介護事業所としての 恵風会ホームヘルパーステーション を利用するにあたり、重要事項の説明に関し 担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

〈利用者〉 住 所

氏 名

電話番号

主治医

連絡先

〈家 族〉 住 所

氏 名

電話番号

〈代理人〉 住 所

氏 名

電話番号

社会福祉法人 恵風会

恵風会ホームヘルパーステーション

代表者 宮本 宣義 殿